

第4回福井県国民健康保険団体連合会中期経営計画策定委員会会議録

1. 開催日 平成21年5月28日(月) 10時00分～12時30分
2. 場所 福井県自治会館6階602会議室
3. 出席者 委員：9名(全員)
事務局：4名
4. あいさつ 新町常務理事
5. 協議事項
 - (1) 前回調査指示事項について
 - (2) 福井県立大学地域経済研究所からの報告について
 - (3) 手数料単価の算出方法と結果について
 - (4) 職員定数について
 - (5) 中間報告(案)について
 - (6) 国保連合会の課題について(案)

委員会の経過

協議事項を説明ののち各委員からの質疑に応じた。

理事会総会へ提出する中間報告については、今回提示した内容について、おおむね了解を得た。

○委員から手数料単価の試算方法に対する意見をうけ、再試算した結果をメールFAX等で提供することとした。

○次回中間報告書の審議にあたっては事前配布し、当日委員全員で読み合わせた結果をもって、まず市町担当課長会議に提出すること。

○次回開催を7月1日(水)13:30～とすること。

以上各委員からの了解を得て閉会した。

<質疑応答>

(1) 国保連合会の課題(案)について【各副班長から説明】

委員) 連合会に一人正規職員として保健師を雇用することで、国保の保険者にとってどのようなメリットがあるのか。保険者に見える形でのメリットを示して欲しい。

事務局) 正規職員として雇用することで、国保の保健師をいかに支援していくことが出来るのかを考えていく場合に、業務に見合った身分保証が出来る形になれば、地に足をつけた事業の企画立案、推進が可能ではないかということで正規職員化の提案である。目に見える形で示すことについては、保険者からのご意見を伺いながら、どういうことが可能なのかを示していきたいと思う。

委員) 国保組合としては保健師を雇用していない。国保連合会で正規職員として採用されるのであれば、その活用について国保連合会に保険者として要望すればよいのではないか。

事務局) 連合会独自で考えるよりも、保険者からの具体的な要望をいただければ

より保険者にとってのメリットが明確にできるものと考えられるのでお願いしたい。

委員) 求償事務専門員の雇用による回収率の改善、損保会社との対等な交渉について具体的説明を願いたい。

事務局) 回収率の改善については現行の回収は4月時点で2億5千万円の請求に対して1億9千8百万円の収納額で、約8割の回収率となっている。

この要因としては請求から収納までの期間にタイムラグが生じていること、また加害者請求の回収率が低いことが考えられる。

また、損保会社との折衝について、現体制では専任職員をおいていないこともあるので、法改正への対応、判例、事例の収集などでも職員では限界があり、現状は対応で精一杯の状況である。

専門職をおくことで、より優位に折衝が可能な状況が得られ回収率の改善につながると考えられる。

委員) 2次点検審査業務とはどういうものか。再審査業務のことか。

事務局) これまでの1次審査に加え、オンライン化により生じた時間にこれまで充分に対応することが出来なかった、レセプトの事務共助を再度行うことを指す。これまでの再審査業務とは別のものである。

委員) レセプトオンライン化することによる保険者側のスケジュールについてはどのようになっているのか。保険者で磁気データから紙出力は可能か。

事務局) 原則紙がなくなる。連合会のサーバにアクセスすることで磁気データを使用して過誤調整、再審査等の事務処理をすることを想定している。連合会サーバで管理している磁気データの出力については原本性の問題があるので、連合会内部に設置のプロジェクトチームで検討していくことにしています。

委員) 現在、国保連合会との間で敷設してあるFISH回線をそのまま使用可能か。

事務局) レセプトオンライン化となった場合には、保険者・国保連合会オンラインネットワークに使用しているFISH回線の使用を想定している。

(2) 手数料単価の算出方法と結果について

委員) 特定健診単価が高くなるという試算結果が出ているが、今後特定健診の受診率は高くなっていくことが想定される。処理件数が増加することで、単価は下がるのではないか。

事務局) 特定健診のこの単価については、件数の増減に左右されない固定経費部分(クライアントサーバの維持経費)であるので、維持経費の増加と考えていただきたい。

委員) 手数料についての基準を3年間の初年度におき、初年度の経費から手数料を算出し過不足は財政調整資金で対応とあるが、後期高齢、介護保険等においては、計画期間の経費を見込んで保険料算定しているが、初年度で

算定するのはなぜか。

事務局) 計画期間の直近で見込むことで、ぶれが少ないと考えらる。剰余は生じないと思われ財政調整資金に積むことは想定していない。

委員) 財政調整資金を使わないように考えると、3年間据え置きの手数料を試算するのであれば、想定しうる3年間の経費を見込んで手数料を算出するべきではないか。財政調整資金ありきという考え方はいかがか。

事務局) 他の委員さんのご意見はいかがでしょう。

○3年間の経費を見込んで推計するべき。

○財政調整資金ありきという考え方はいかなものか。

○両方の方法で試算し、その結果をみて比較するのがいいのではないか。

委員) 介護保険の手数料を据え置き、その剰余金で国保の手数料の不足分に充てるというのは、国保、介護合同の担当課長会議で理解を得ることは難しいのではないか。

事務局) 各地区を代表して委員としておいでいただいているので、保険者を代表したご意見をいただきたい。

委員) 今回手数料の改定にあたって、後期高齢者医療の手数料引き下げに伴い、国保の手数料の引き上げはやむを得ないと考えていたが、今回据え置き案を提示された。しかし、見直すべき時期に来ているのであれば、やはり手数料の引き上げは必要ではないか。

事務局) 試算した結果では、手数料は上がっている。

しかし、レセプト電算処理システム積立金が目標額を超過しており、この超過分の扱いについては、介護保険や後期高齢者医療に充当はできないと思う。しかしこの超過分をいかにして保険者に還元するかということになる。

財政調整資金に積むとすれば、目標額を定めている連合会の平均が業務勘定予算の約30%となっており、超過分を全額積むことで30%を超える。

- ・ 財政調整積立金に積ませていただき、残額を保険者に手数料の値上げ分として還元する。
- ・ 後期高齢には充当しない。

以上2点を踏まえて再試算し再度提示する。

委員) 後期高齢者医療広域連合へ97円20銭の根拠と全国との比較資料の提示が必要ではないか。

事務局) 後期高齢者医療広域連合には、既に本日提示することについて、連絡しているが、議論を尽くして出た案なので尊重していただけると考えている。

(3) 職員定数について

委員) 後期高齢者医療のレセプトが増加しているにも関わらず、人員を増員せずに対応している。昨年度は査定率が低下したと聞いている。昨年、審査

課の体制は現状維持が必要と私は主張した。

平成 21 年度の人事異動で幹部職員を減らしても、現場の職員は減らさないので影響はない。との話だったが、今回の案では、次長職を増員、総務企画課職員を増員となっている。

今年度の人事異動でも審査課は減員、総務企画課は増員という結果になっている。処理件数が増加してもこの体制で処理できているのかどうか事務局長ご説明いただきたい。

事務局) 審査課の職員は後期高齢の処理件数が増えているが、全国的にみて審査の職員数とレセプト件数の関係を見ると、福井県の場合は審査課職員が少なくはない。

この計画の中で今後の業務を検討した結果、審査課職員を増やすことは断念した。現在は職員の超過勤務で対応している。

特定健診特定保健指導に関しては総務企画課で対応しているが、増員に関しては中期経営計画をはじめとする新規事業の対応に再審査チームから減員という形で対応している。再審査チームに関しましては審査課長代理が減員分を補助するという形で対応している。他の審査課職員は減員していない。

また、他の連合会に比べていちじるしく査定率がさがってはいない。

他の連合会では審査課職員を減員している状況がある。将来的に審査課職員を増員することはなかなか難しい状況のため、職員一丸となって乗り切ることを考えている。

来年度においては、中核の電算システムの更改が予定されているので、情報システムグループへの増員をあげている。

再審査チームは減員となっているので、超過勤務の状況を見ながら随時対応させていただく予定である。

現在、事務局次長職を兼任して、職員の指導、対外的な折衝等にあたっているが、やはり現職と兼務では困難なこともあるので、要の職でもある次長職の増員を提示している。

今年度がもっとも苦しい時期かと思うが、平成 23 年度のオンライン化による審査職員を試算した結果で採用計画を立てている。

委員) 平成 23 年度からは分かったが、21 年度 22 年度はどのように対応するのか。職員の減員を課長代理が対応することで問題ないと理解すればよいのか。

保険者にとって総務企画課などは極端にいうと必要はない。審査課の充実が保険者にとってはメリットがある。総務企画課に充当することで連合会が充実するかも知れないが、審査の充実をしていただくのが本来共同事業の中でも核心的な事業と考える。

また、中期経営計画策定についてはかなりの作業量と考えられるが、新規事業としてあげられていない、職員の増減に関係していないのはなぜか。

保険者にとっても連合会にとっても支障がないようにというのはこの案でよいのかどうか疑問である。

事務局) 審査の立場からすると件数は増えており職員は減員なので、1 人当りの

処理件数は増加している。しかし、審査が十分に出来ていないとすれば、再審査の処理件数で審査を測ることも考えられるが、大きく増加していない。100%の審査が出来ているとは言い切れないが、ある程度の審査の水準は確保できている。

一次審査が出来ていないとすれば、再審査の段階で一次審査の漏れを指摘されるが、現状では増加したような形跡はない。あと2年は平成23年度のオンライン化を考慮すると、この体制で対応するしかないと考える。

昨年度ノウハウのほとんどない中で70周年記念式典に取り組んでいた。中期経営計画については、この人員を振り分けて対応することで、取り組んでいるので新しく人員を充てることはしていない。

また、各業務における人員については業務量の増加減少によって人の増減を行ったのではなく、各業務に対する人員を一から積み上げし再計算した結果が現行の職員数と一致したため、人員増はしていない。

委員) 職員定数については了解したが、安全衛生、メンタルヘルスに関して安全衛生委員会の設置など組織的な対応をとり、過重勤務に対応した機能強化を図っていただきたい。

事務局) 昨年度、精神科の審査委員にお願いして、一般職員、幹部職員を対象に研修をおこないました。今年度はさらに個人ごとのチェックなどが出来る体制を整えようと準備している。

委員) 平成23年度にオンライン化することで審査業務に変更が生じることの説明があったが、2次点検というのはすべてのレセプトをもう一度見直すということか。新たな業務として説明の段階では強く推すべきではないか。

事務局) 全てのレセプトを対象に2次点検を行うことが可能です。

(4) 国保連合会の課題(案)について

委員) 審査委員の報酬で超勤という表現はいかがか。

事務局) 報酬に超勤という表記は訂正する。

第4回福井県国民健康保険団体連合会
中期経営計画策定委員会出席者名簿

平成21年5月28日

所 属	役 職	氏 名	備 考
福井市保険年金課	課 長	水 上 昇 一	
小浜市保険健康課	課 長	木 橋 智 明	
大野市市 民 課	課 長	井 川 鋭 子	
越前市保険年金課	課 長	出 淵 忠 雄	
福井食品国民健康保険組合	事 務 局 長	森 下 孝 憲	
福井県国民健康保険団体連合会	常 務 理 事	新 町 浩 治	会長
	事 務 局 長	永 田 和 子	職務代理
	総務企画課課長	竹 澤 芳 郎	
	審査課課長代理	近 江 常 男	

策定委員会事務局	連合会役職	氏 名	
組織班副班長	総務企画課課長補佐	三 村 三 枝 子	
財政班副班長	審査課課長補佐	川 上 紀 代 美	
事業班副班長	審査課課長補佐	高 村 智 美	
事務局員	総務企画課企画主査	多 田 信 博	